

規格・基準などの事前意図公告

この公告は、貿易の技術的障害に関する協定
(T B T 協定) 附属書 3 の L に基づくものです。

日本農林規格等に関する法律に基づくしょうゆの日本農林規格の改正について

下記のとおり、しょうゆの日本農林規格（平成 16 年 9 月 13 日農林水産省告示第 1703 号）を改正する予定ですので、お知らせします。御意見のある場合は、理由を付して文書で提出してください。

記

- 1 件名
しょうゆの日本農林規格の改正
- 2 対象品目
しょうゆ
- 3 趣旨及び目的
しょうゆの日本農林規格について、
（１）たまりしょうゆの色度基準の改正
（２）全窒素分、無塩可溶性固形分、直接還元糖及び食塩分の単位の改正等の改正を行う。
- 4 適用予定日
官報に公示する。
- 5 意見提出先
農林水産省食料産業局食品製造課基準認証室
〒100-8950 東京都千代田区霞が関 1－2－1
T E L （ 0 3 ） 6 7 4 4－7 1 8 2
F A X （ 0 3 ） 6 7 4 4－0 5 6 9
- 6 意見提出期限
掲載から 6 0 日後